

めぐみ第二幼保連携型認定こども園

入園のしおり（重要事項説明書）



社会福祉法人 旭東愛児会

社会福祉法人 旭東愛児会 概要

法人の概略

1. 法人事務所所在地 岡山市東区久保 408-1
社会福祉法人 旭東愛児会
TEL 086-942-5263
FAX 086-942-5289
2. 経営 ①めぐみ幼保連携型認定こども園
②めぐみ第二幼保連携型認定こども園
③豊こども園
3. 代表者 理事長 小村 治子
4. 法人設立 財団法人旭東愛児会 昭和 44 年 4 月
(認可 昭和 44 年 2 月 1 日)(厚生省番号岡山県指令婦児第926)
社会福祉法人旭東愛児会 昭和 50 年 10 月
(岡山県指令児第24号)



左より めぐみ第二幼保連携型認定こども園 ・ めぐみ幼保連携型認定こども園

社会福祉法人旭東愛児会沿革

昭和 43 年4月。若い共働きの家庭が急増し、保育を必要とする乳幼児が増加する一方、地域には0歳児を受け入れる保育所は全くなく市民は大変不便を感じていた。そのような社会情勢のなか、日本キリスト教団旭東教会の有志は乳児保育所設置の責任を覚え、旧栗原小児科医院跡の建物を改造し無認可保育所「めぐみ保育園」を開設したのが創始である。

やがて、岡山県における小規模保育所第 1 号として認可され、次いで財団法人旭東愛児会を設立し、設置経営主体が同法人に移された。この法人名は、「旭東教会」の旭東と、先に昭和2年に旭東キリスト教会会員が創設した保育所「愛児園」の愛児をとって「旭東愛児会」と名づけたものである。

その後、共同募金会の配分金をはじめ有志らの寄付により諸設備も整備され、また伊原敏雄氏より園庭用の土地の無償借用も受け保育事業も徐々に軌道にのってきた。しかし園舎は建設労組西大寺支部の方々のおかげのたびたびの労力奉仕にもかかわらず老朽化は年々進んでいった。やがて設置経営主体を財団法人から社会福祉法人に改め移転新築の用地買収にとりかかり、昭和52年12月新園舎の着工のはこびとなった。0歳児から5歳児までの60名定員となつての保育事業は、年を経るに従って、保育室の改造、又運動場の造成など子ども達にとってよりよい保育環境を求め続けて整え、時代の変化、社会の要求に応えてきた。以下年表に社会福祉事業の増進に努力してきた足跡を記す。

設置目的

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営します。

昭和43年	4月	西大寺市西大寺166番地に無認可保育園を開園する。 敷地面積161.98㎡木造瓦葺2階建 (定員18人)
昭和44年	2月	小規模保育園として認可を受ける (定員30人)
昭和44年	4月	財団法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が財団法人旭東愛児会に移される。
昭和50年	10月	社会福祉法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が社会福祉法人・旭東愛児会に移される。

昭和50年12月	園舎老朽化に伴い、移転新築のため岡山市久保411番の6の用地を買収。昭和52年12月15日着工。
昭和53年 3月	日本自転車振興会及び岡山市より補助金を受け事業完了。 落成式挙行
昭和53年 4月	岡山市久保411番の6に施設変更認可を受ける。定員60人で新園舎にて保育開始。
昭和60年10月	運動場造成工事。
昭和63年11月	めぐみ創立20周年記念式挙行
平成 4年 4月	一時保育事業開始
平成 8年 4月	めぐみ保育園定員90人に変更。
平成 9年11月	乳児室・ホール床板部分の張替えをする。
平成12年10月	給食室の改築
平成12年11月	めぐみ第二保育園・岡山市久保411番の1に夜間保育園として認可を受け定員30人で開園。
平成14年 3月	運動場に屋外便所を設置する。
平成14年 7月	山岡哲雄氏所有の田を駐車場として賃貸借契約する。
平成14年 8月	めぐみ保育園園舎老朽化に伴い久保408番の1に新築工事開始。
平成15年 2月	めぐみ保育園新園舎完成。
平成15年 2月	セコムを導入。各部屋及び園舎外にセキュリティカメラを設置。
平成15年 4月	定員120人で保育開始。
平成18年 6月	園児管理ソフト導入する。
平成20年 7月	プールに遮光カーテン設置。
平成20年12月	保護者用駐車場整備（コンクリートの橋をかける）。
平成21年 4月	岡山市の政令都市移行に伴い、住所が岡山市東区久保408番の1に変更。
平成21年 6月	登降園センサーを設置。
平成21年12月	運動場の鉄棒を全て新しくする。
平成22年 2月	おしぼり殺菌庫とミルク温度計を購入。
平成22年 4月	園庭にクライミングウォールを設置。
平成22年 4月	グリストラップにオゾンを導入。
平成22年 7月	運動場のフェンス取替設置工事。
平成23年 2月	めぐみ保育園園舎裏の下水道工事を行う。
平成23年 3月	オリオン1、カシオペア、はくちょう、ペガサスの保育室にサーキュレーターを設置。
平成23年 6月	運動場に遮光テント設置。

平成23年10月	運動場にレストハウス建設。 (おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)
平成24年 2月	次亜塩素酸水溶液霧化機を各部屋に1台導入。
平成24年 3月	運動場にタイヤ遊具を設置。
平成24年 4月	めぐみ保育園及びめぐみ第二保育園の園舎外壁塗装工事。
平成24年 5月	職員駐車場の舗装工事。
平成24年12月	職員駐車場に赤外線防犯カメラ設置。
平成25年 4月	浄化槽ポンプの交換。
平成25年 5月	足底圧分布測定機・フットルック導入。
平成25年 5月	めぐみ第二保育園のデッキ屋根及び遮光テントの交換工事。
平成25年 7月	保育室の照明をLEDに取替。
平成25年 8月	給食室の配管修繕工事。
平成25年11月	アンドロメダ組の部屋に木製の個人机と椅子を各30脚購入。 (おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)
平成25年12月	避難車2台購入。(保育所施設機能強化推進費)
平成26年 3月	各保育室及び園舎外のセキュリティカメラを高性能の物に交換設置。
平成26年10月	アンドロメダ組の部屋に70インチの液晶テレビ、及びその移動式設置台を購入。
平成26年12月	職員室入口横の廊下に写真展示用タッチパネルモニターを設置。
平成27年 3月	運動場に雲梯を設置。
平成27年 6月	園庭の飼育小屋の撤去、倉庫の移設とそれに伴う園庭の整備工事。
平成27年 8月	保護者駐車場の舗装工事。
平成27年12月	自動炊飯器・ライスロボ、グラスウォッシャーを給食室に導入。
平成28年 1月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」各園舎に自動体外式除細動器(AED)を各1台設置。
平成28年 1月	第二保育園の保育室に沐浴用シャワー台設置
平成28年 4月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」共に幼保連携型認定こども園へ移行。施設名称を「めぐみ幼保連携型認定こども園」及び「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」に改称、認可定員が「めぐみ幼保連携型認定こども園」は135名、「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」は45名となる。
平成28年 7月	新型のスチームコンベクションオーブンを給食室に導入、それに伴う改装工事。
平成28年 7月	アンドロメダ組・ペガサス組・ランチルームに給水器を各1台設置。
平成29年 4月	評議員会を設置。

令和元年	5月	園庭の園舎側に足洗い場を設置。足洗い場周辺にエコロックを設置。それに伴い従来の掲揚ポールを撤去し、新たなポールを設置。
令和元年	6月	各保育室、園児用トイレ、ランチルームの床板張替え工事
令和元年	8月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の雨漏り修繕と屋根の補修工事
令和元年	11月	室内空調更新工事
令和2年	4月	セキュリティカメラ増設工事
令和2年	5月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の屋根葺替え工事
令和2年	10月	保護者駐車場照明の水銀灯撤去及びLED照明の設置工事
令和3年	1月	園庭正門の老朽化による撤去及び改修工事
令和3年	1月	園庭西側倉庫の老朽化による撤去及び倉庫の新增設工事と、それに伴う園庭西門の撤去とフェンス設置工事
令和3年	2月	保護者駐車場の追加架橋工事
令和3年	5月	運動場北側に隣接する田の購入及び運動場拡張工事
令和3年	6月	園庭デッキ前に保護者送迎場所用の屋根新設工事
令和3年	9月	運動場防球ネット設置工事
令和3年	11月	園庭の固定遊具撤去および築山設置工事
令和4年	2月	園庭の保護者送迎用通路整備工事
令和4年	4月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎、職員用トイレ増設工事
令和4年	7月	カシオペア組及びはくちょう組保育室の物置設置工事
令和4年	7月	園庭の園看板とクライミングウォールの改修及び照明設置工事
令和4年	11月	園西側の職員通用口の門扉改修及びフェンス拡張工事
令和4年	11月	運動場出入り口の門扉改修工事
令和5年	7月	保護者用駐輪場設置工事
令和6年	4月	「豊こども園」認可定員105名で開園。

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園則（運営規程）

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 めぐみ第二幼保連携型認定こども園
- (2) 所在地 岡山市東区久保4 1 1 - 1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めぐみ第二幼保連携型認定こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、45人とし、満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2. 1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。
3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた子ども（1号認定） 15人
- (2) 保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳以上の子ども（2号認定） 20人
- (3) 保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳未満の子ども（3号認定） 10人

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

(1) 満3歳以上の子ども。(1号認定)

(2) 以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育を必要とする」証明を有する、生後6ヵ月～満6歳11ヵ月までの子ども。(2号・3号認定)

- 保護者の居宅外就労
- 保護者の居宅内労働(自営・内職など)
- 産前産後
- 保護者の傷病または心身障害
- 同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育

(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)

(2) 食事の提供

(3) 子育て支援事業

(4) 延長保育事業

(5) 一時預かり事業

(6) その他 子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間

(1) 教育時間 11:00～15:00

(2) 預かり保育 上記以外の時間において、

7:00～10:59、15:01～19:00までの範囲で

預かり保育を提供する。

2. 保育標準時間認定(2号・3号認定)に係る保育時間

11:00～22:00までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7:00～10:59までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号・3号認定)に係る保育時間

11:30～19:30までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7:00～11:29、及び19:31～22:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

1 号 認 定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	月額 5,000円 預かり保育の時間： 7:00～10:59 15:01～19:00
2 号 ・ 3 号 認 定	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長：7:00～10:59
	延長保育料 (短時間保育)		短時間保育の延長： 前延長/7:00～11:29 1時間 500円 後延長/19:31～22:00 1時間 200円

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期に分ける。

- (1)第1学期 4月 1日～ 7月31日
- (2)第2学期 8月 1日～12月31日
- (3)第3学期 1月 1日～ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

1. 1号認定の子ども

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2. 2号・3号認定の子ども

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるとき、園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子どもの教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子どもの教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可される。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子どもは、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子どもは園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子どもは居住市町村に申し込むものとする。

- 2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子どもと、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
- 3 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子どもと現に当園を利用している保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度募集要項を定めて明示する。

5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日岡山市条例第122号）第7条各項により、できる限り協力する。
6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子どもの保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子ども、および当園を利用中の子どもは、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子どもへの予防接種を勧奨しても正当な理由なく拒否され、感染症のまん延防止上必要と認められる場合には、一時保育の利用の制限、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子どもについて、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子どもが、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子どもについて、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・ 本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子どもに対しての「個人情報の詮索」「SNSによる個人情報の流出による拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・ 子どもが小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。加えて、保育利用の子どもが、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子どもは、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子どもの居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費

教育時間の認定(1号認定)を受けた子ども	主食費、副食費
保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳以上(2号認定)の子ども	主食費、副食費

(2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める

(3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子どもは預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が返金される

		内容、負担を求める理由及び目的	金額
1 号 認 定	利用料		すべての子どもが無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費	3,700円
	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	月額 5,000円 預かり保育の時間： 7:00～10:59 15:01～19:00
2 号 認 定	利用料		すべての子どもが無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費	4,500円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	【利用料金】 1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長 7:00～10:59
延長保育料 (短時間保育)	【利用料金】 7:00～11:29 1時間 500円 19:31～22:00 1時間 200円		
3 号 認 定	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、岡山市が決定 (住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円～55,700円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	【利用料金】 1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長 7:00～10:59
	延長保育料 (短時間保育)		【利用料金】 7:00～11:29 1時間 500円 19:31～22:00 1時間 200円
共 通	日本スポーツ振興 センター災害共済金	こども園の管理下で、幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による互助共済制度に係る費用	年間 200円
3 ・ 4 ・ 5 ク ラ ス 児	検尿	こども園は学校健康法で年1回の検尿が義務付けられています。かかる費用は保護者負担となります。 ※検尿が不可能の方はご相談下さい。	年1回 300円

※1号認定の預かり保育利用料金について、保育の必要性の認定事由に該当し、「施設等利用給付認定申請書(2・3号)」を提出した場合、無償化の対象になります。(保育の必要性とは、保護者それぞれが就労・出産・親族の介護等の保育を必要とする事由に該当することをいいます。)

(利用料などの納付方法等)

第23条 当園に在園する者は、毎年その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月10日までに、当園の口座※に振り込みをする。振込手数料は自己負担とする。なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第18条の適用対象となる。

※銀行名：中国銀行 口座名義：社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子	支店名：西大寺支店 普通 口座番号：820580
---	-----------------------------

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、令和7年4月1日現在次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場
合が有り得る。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名 |
| (3) 主幹保育教諭 | 3名 |
| (4) 保育教諭 | 7名 |
| (5) 事務職員 | 1名 |
| (6) 調理員・栄養士 | 1名 |

2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子どもの安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条4項に従って子どもに対する人権の擁護及び虐待を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を設置する
- (2) 職員に対する研修を定期的実施する
- (3) 虐待の防止のための委員会を設置し、定期的開催する
- (4) 職員が相談報告できる体制を整備する
- (5) 虐待等に係る相談通報通告に適切に対応する

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 保育時間の認定を受けた子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき（1号認定）
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
 2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子どもには、修了証書を授与する。

(付則)

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年10月1日より施行する。

この規程は令和元年10月8日より施行する。

この規程は令和6年9月1日より施行する。

この規程は令和7年4月1日より施行する。

■施設の運営主体

名称	社会福祉法人 旭東愛児会
代表者	理事長 小村 治子
所在地	岡山市東区久保 408-1
電話番号	086 - 942 - 5263

■めぐみ第二幼保連携型認定こども園の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	めぐみ第二幼保連携型認定こども園
所在地	岡山市東区久保 4 1 1 - 1
電話番号	086 - 944 - 4316
FAX	086 - 944 - 4325
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
施設長	日向 葵

・利用定員、クラス編成

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
クラス名	オリオン 0組	オリオン 1組	カシオ ペア組	はくち ょう組	ペガサ ス組	アンドロ メダ組		
1号認定				5名	5名	5名	15名	45名
2号認定				6名	7名	7名	20名	
3号認定	3名	3名	4名				10名	

・主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	オリオン0組（0歳児）
ほふく室	1	オリオン0組（0歳児）
保育室	3	オリオン1組（1歳児） カシオペア組（2歳児）／はくちょう組（3歳児） ペガサス組（4歳児）／アンドロメダ組（5歳児）
遊戯室	1	
給食室	1	
職員室	1	
更衣室	1	
休憩室	1	

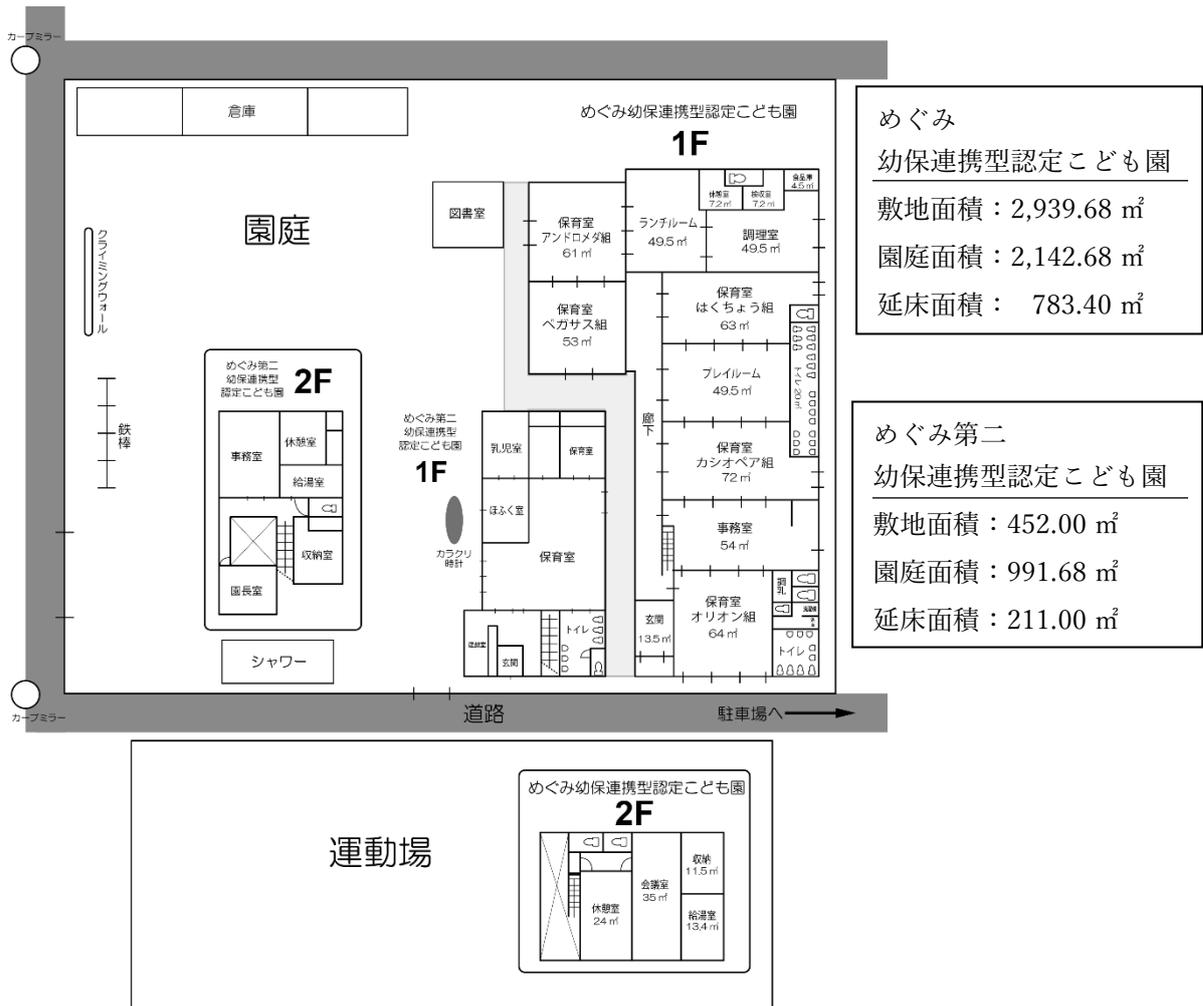
・職員体制

園長	1名	事務職員	1名
副園長	1名	嘱託医（内科／歯科）	2名
主幹保育教諭	3名	学校薬剤師	1名
保育教諭	7名	看護師	
栄養士	1名	その他（非常勤など）	
調理員	1名		

■周辺図



■めぐみ幼保連携型認定こども園・めぐみ第二幼保連携型認定こども園 平面図



■教育・保育の理念

社会福祉法人旭東愛児会の運営するこども園は、子ども・子育て支援法に基づき「**保育を必要とする**」乳幼児の**養護・教育・保育**を行うにあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、**児童の福祉を積極的に進める**ために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。又、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発する。

■教育・保育の基本方針

教育及び保育方針は、文部科学省刊行「幼稚園教育要領」及び厚生省刊行「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とする。又、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

- (1) 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- (2) 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- (3) 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- (4) 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たす。

■運営の方針

○教育・保育目標

- 明るく 健やかに
- みんなと仲良くあそべる子
- つよいからだ
- ありがとうといえる子

現在をよりよく生き、望ましい未来を担う力の基礎づくりを

家庭と地域の人たちとともにつちかう。

◎教育・保育方針

自然に恵まれた環境を十分に生かし、その中で自主的、自発的な活動意欲を高めながら個人を尊重し全面発達を促していく。

◎理想とする子ども像

- ・心身ともに強い子
- ・感謝の気持ちが持てる子
- ・協調性・社会性をそなえた子

◆生き抜く力を備えた子どもに育てほしい。

○教育・保育指導の重点

- ・周囲の環境を十分に生かした教育・保育。
- ・個々の発達を十分把握しながら、何事も身体ごと毎日の遊びの中で経験させる。
- ・教育・保育方針、形態に柔軟性を持たせながら、異年齢児との望ましい交流活動経験の中から自主自立の芽生えを促すよう、保育活動を考慮していく。
- ・地域の実態把握に努め、地域の中のこども園としての教育保育内容を考え実践する。

■開園日・開園時間及び休園日

1号認定	開園日	月曜日～金曜日
	教育・保育時間 (1号認定)	11:00～15:00
	休園日	土曜日、日曜日、国民の祝休日 年末年始(12月29日～1月3日)
2号・3号認定	開園日	月曜日～土曜日
	教育・保育時間 (保育標準時間)	11:00～22:00
	教育・保育時間 (保育短時間)	11:30～19:30
	休園日	日曜日、国民の祝休日 年末年始(12月29日～1月3日)

■教育・保育時間

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
1号認定	預かり保育 7:00～10:59				教育・保育時間(1号認定) 11:00～15:00			預かり保育 13:01～19:00				/				
2・3号認定	延長保育 7:00～10:59				教育・保育時間(保育標準時間) 11:00～22:00											
	延長保育 7:00～11:29				教育・保育時間(保育短時間) 11:30～19:30				延長保育 19:01～22:00							

■諸経費の集金について

- ・利用料、給食費、用品代等の集金は、銀行引き落としとさせていただきます。
(手数料は法人負担)
- ・引き落とし日は、毎月27日です。
(27日が土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日に引き落としさせていただきます。)
- ・給食費は3歳児以上(1号認定・2号認定)のお子さんに発生します。3号認定(3歳未満)のお子さんは保育料に含まれています。
- ・延長・預かり保育料、ご購入の用品代に関しては、引き落とし明細を発行致します。
- ・引き落としは家族単位でさせていただきます。
- ・残高不足で引き落としが出来なかった場合は、当園の口座に振り込みをしていただきます。その際の振込手数料は、ご負担頂きます。なお、未納期間が3カ月以上続いた場合は、園則25条の適用により、当園との話し合いの場を設けさせていただきます。
- ・引き落とし口座の変更時には、簡易書留送付料として実費が発生致します。

■利用の開始及び終了

- 本園の利用は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2号・3号認定は岡山市が行う利用調整により利用が決定されたときに教育・保育の提供を開始します。
- 本園は、以下の場合において教育・保育の提供を終了するものとします。
 - ① 1号認定及び2号認定のお子さんが小学校就学の始期に達したとき。
 - ② 法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
 - ③ 保護者より退園の申し出があったとき。
 - ④ 利用負担額の支払いが3ヵ月以上遅延したときにおいて、登園を停止し、なお引き続き利用料の納付が行われない場合。
 - ⑤ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたときなど。

■学校医等

本園は、以下の学校医・学校歯科医・学校薬剤師と契約を締結しています。

小児科	歯科	薬剤師
栗原医院	たなか歯科医院	ひかり薬局
栗原 信	田中 由紀子	岡崎 敏弥
岡山市東区西大寺中2丁目 24-36	岡山市東区東平島 1219-1	岡山市東区西大寺新地 16-7
086 - 943 - 3111	086 - 297 - 5790	086 - 944 - 8803

■健康診断等

- 内科検診 全園児対象に年2回実施。
- 歯科検診 全園児対象に年1回実施
- 視力・聴力検査 5歳児クラス対象に年1回実施
- 尿検査 3・4・5歳児クラス対象に年1回実施。
- 身体計測 全園児対象に毎月1回実施

■主な年間の行事

月	行事名	月	行事名
4	春の遠足（4歳児）（5歳児）	10	◎運動会（全クラス） お泊り保育（5歳児） 遠足（4歳児）
5	せとうちの郷との交流（5歳児） （芋の苗植え）	11	遠足（3歳児） 七五三参り（3～5歳児）
6	歯科検診（全クラス） 内科診断（全クラス）	12	内科検診（全クラス） クリスマス会（全クラス）
7	七夕まつり	1	初詣（3～5歳児）
8	めぐみまつり	2	◎参観日（0～1歳児） ◎生活発表会（2～5歳児）
9	会陽の里・せとうちの郷との交流 （敬老会）	3	◎卒園式（5歳児）

・予定の詳細は、年度初めにお渡しする「年間行事予定表」と、月末にお渡しする、翌月の「園だより」をご覧ください。
 ・◎印の行事は、保護者の方の参加行事です。
 ・予定されている行事は、都合により変更になる場合もあります。変更の際には事前に保護者の皆様にお知らせ致します。

■その他の行事

- ★すまいるキッズ 元ファジアーノ岡山の高瀬敦之^{あつし}さんによる、運動を通して楽しむ時間です。（5歳児クラス・月1回実施）
- ★英語であそぼう 専門講師日下かおり先生による、歌やゲームを通して英語にふれる時間です。（5歳児クラス・月1回実施）
- ★音楽指導 子どもたちと保育教諭が安達雅彦先生による器楽合奏・歌唱の指導を受けます。（全クラス・月1回実施）
- ★剣道 剣道・お茶を通して日本文化を子どもなりに体験する時間です。
- ★お茶 簡単な礼儀作法なども楽しくわかりやすく伝えています。（5歳児クラス・月1回実施）
- ★避難訓練 火事、地震等を想定した避難訓練や不審者対応の訓練を行います（全クラス・月1回実施）。

■めぐみ第二幼保連携型認定こども園の1日

1号園児		2号園児		3号園児	
3・4・5歳児（教育利用）		3・4・5歳児		0・1・2歳児	
7:00 開園					
<h2>登園時</h2> <p>○ 帰宅後から今朝の、お子さんの様子を職員に伝えて頂きます。 ○ 排泄を済ませ（おしめからパンツに履き替えて）から、保育士や友達とあそぶ。</p>					
預かり保育	順次登園	前延長保育	順次登園	標準時間保育	順次登園
	9:00 ㄱ クラス保育		9:00 ㄱ クラス保育		9:00 ㄱ クラス保育
11:00 保育開始		11:00 標準時間保育開始 / 11:30 短時間保育開始			
通常保育	12:00 昼食	短時間保育	12:00 昼食	標準時間保育	11:30 昼食
	お昼寝（3歳児） 保育教諭や友だちとあそぶ（4・5歳児） ※4・5歳児はお昼寝しません 降園		お昼寝（3歳児） 保育教諭や友だちとあそぶ（4・5歳児） ※4・5歳児はお昼寝しません		13:00 ㄱ お昼寝
15:00 通常保育終了		15:00 短時間保育終了			
預かり保育	15:00 おやつ	標準時間保育	15:00 おやつ	標準時間保育	15:00 おやつ
	保育教諭や友だちと室内や運動場であそぶ		保育教諭や友だちと室内や運動場であそぶ		15:30 ㄱ 保育教諭や友だちと室内や運動場であそぶ
預かり保育	18:00 ㄱ 夕食	標準時間保育	18:00 ㄱ 夕食	標準時間保育	18:00 ㄱ 夕食
	順次降園		順次降園		順次降園
19:00 閉園		19:30 短時間保育終了			
		延長保育（短時間保育）	室内あそび 季節に応じて夜空の観察 （月の継続観察・星の観察・花火） 睡眠（場合に応じて実施） 順次降園	室内あそび 睡眠（場合に応じて実施） 順次降園	
			22:00 標準時間保育終了・閉園		
<h2>お迎え時</h2> <p>○ その日のお子さんの様子や伝達事項をお伝えします。</p>					

■臨時休園について

1.園が所在する地域（雄神地区）に気象警報、避難情報（警戒レベル）等が発令された場合の対応。

1号認定
<p>午前6時00分の時点で「各種特別警報」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は休園となります。開園中にこれらの警報が発令された場合は休園となりますので、お迎えをお願いします。</p> <p>また、岡山市より避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合は、休園となります。原則として、園が所在する学区の学校園と同様の対応を行います。</p>

2号・3号認定			
		開園時刻の1時間前から開園までの間の発令 (6:00~7:00)	開園中の発令
気象警報 注意報 (気象庁)	注意報	開園	通常どおり保育を継続
	警報	保育が必要な子どもについては保育を実施致しますが、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いします。	教育・保育を継続 しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。
	特別警報	臨時休園（終日）	臨時休園 教育・保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします。
避難情報 警戒レベル (岡山市)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	臨時休園（終日）	臨時休園 教育・保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします。
	【警戒レベル4】 避難指示		



おokayama防災ポータル

※避難情報、警報等の緊急情報は、左記のQRコードから「おokayama防災ポータル」にアクセスしご確認ください。
URL: <https://www.bousai.pref.okayama.jp/>

※気象警報・注意報と避難情報（警戒レベル）が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した基準に拠ります。

※当園の所在地域（雄神地区）で特別警報や警戒レベル3等が出ていない場合でも、園周辺で冠水などの状況が確認され、登降園に危険が予想される場合は、園長判断で休園とさせて頂く場合があります。

※当園の所在地域（雄神地区）で特別警報や警戒レベル3等が出ていなくても、保育教諭の居住地で該当レベルのものが発令され、必要な保育教諭の人数が確保できない場合は、教育・保育の実施が困難なため、臨時休園とさせて頂く場合もあります。

2.地震が発生した場合の取扱いについて

- 震度 5 以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、臨時休園（終日）し、教育・保育は実施しません。
- 開園中に震度 5 以上の地震が発生した場合は、臨時休園となり教育・保育を中止しますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。（お迎えまでは、園または避難場所まで待機します。）

■緊急時における対応方法

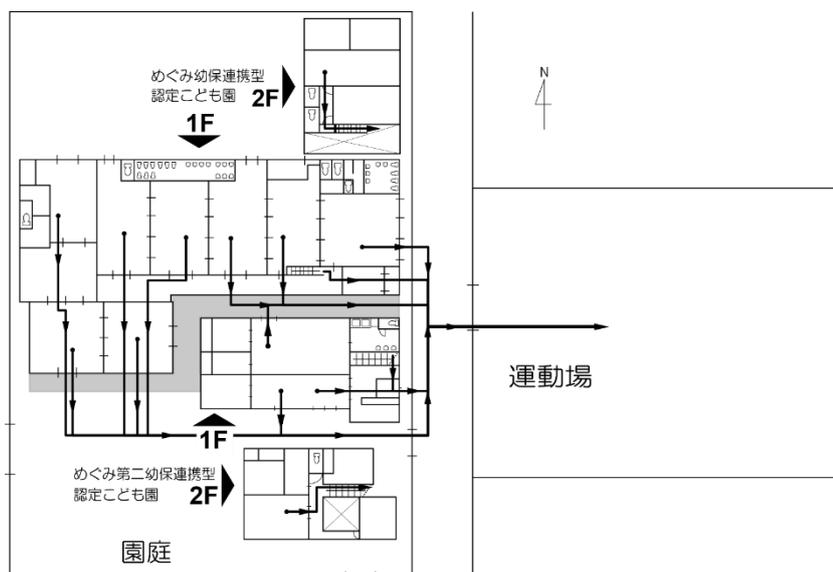
教育・保育の提供時にお子さんの体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡し、囑託医又はかかりつけ医への連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

管轄する警察署	管轄する消防署
岡山東警察署	岡山東消防署
〒704-8191 岡山県岡山市東区西大寺中野501-9	〒704-8117 岡山県岡山市東区西大寺南1丁目2-4
086-943-4110	086-942-9119

■非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市東消防署 令和6年4月1日 防火管理者 佐藤洋子		
避難訓練	火災もしくは地震を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知設備	誘導灯及び誘導設備	非常警報装置
避難場所	第1 避難場所： 園庭・運動場	第2 避難場所： 養護老人ホーム 岡山会陽の里	第3 避難場所： 岡山市立雄神小学校
災害・緊急時連絡先	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵		☎086-944-4316

■めぐみ第二幼保連携型認定こども園 避難経路図



■虐待防止のための措置に関する事項

当園は、お子さんに対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のための責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行います。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）

TEL 086-803-2525

児童相談所 全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

■苦情対応

当園では、園に対してお気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいことなど、ご意見・ご要望・苦情に適切に対応するための体制を整えています。これらの申し出は以下の担当者までお寄せください。プライバシーは必ず守りますので、ご安心ください。

<p>当園 ご利用相談窓口</p>	<p>めぐみ第二幼保連携型認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 園長 日向 葵 ・苦情解決担当者 副園長 佐藤 洋子 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 086-944-4316 ・FAX 086-944-4325 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
<p>第三者委員</p>	<p>天久 嘉弘</p>	<p>社会福祉法人旭東愛児会 監事</p>
	<p>草加 敏宏</p>	<p>社会福祉法人旭東愛児会 監事</p>

■個人情報の取扱いについて

当園が扱う保護者の皆様から提出していただいた書類に記されている氏名・生年月日・住所・電話番号等、個人の特定や識別できる情報の取り扱いについては、個人情報の重要性を認識するとともに、園で定める個人情報保護規程、岡山市個人情報保護条例及びその他の法令等を厳守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

収集した個人情報は、教育保育の提供、緊急時の連絡、園児の健康管理等の目的以外には使用いたしません。また、第三者への提供は、法令に基づく場合や保護者の同意を得た場合を除き行いません。

保護者の皆様におかれましても、個人情報とその取扱いに十分配慮くださいますようご協力お願い致します。また、肖像権の関係で、運動会・発表会などで撮影した映像や画像を、動画サイトやSNSなどへの掲載・公開はしないで下さい。

当園が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、または開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については園長までお申し出下さい。

■給食について

- ・当園は、全園児完全給食(主食と副食の提供)を実施いたします。主食(茶碗)、箸、コップ等は園備え付けのものを使用しますので、私物の用意は一切ありません。
- ・1ヵ月の献立は1週分を4回繰り返す「サイクルメニュー」を実施しています。同じ献立を繰り返し味わう事で、味覚や食感を鍛え慣れさせるという効果があります。
- ・和食中心のメニューで添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨みを生かした献立です。
- ・咀嚼の発達を促す為に、噛み応えのあるイリコやするめを提供しています。
- ・月～金のおやつに、スキムミルクで作ったカルシウム豊富な手作りヨーグルトを提供しています。
- ・食物アレルギー対応給食が必要なお子さんについては、保護者からの申し出および「生活管理指導表」の提出、園との話し合いを経てお子さんの状況を把握したうえで、可能な範囲の除去食を用意いたします。
- ・食物アレルギーに対する配慮から、園での食事内容は、家庭でいろいろな食材を食べていただいた上で、園での食事として提供することが基本となります。
- ・行事やイベントの際は行事食を実施します。

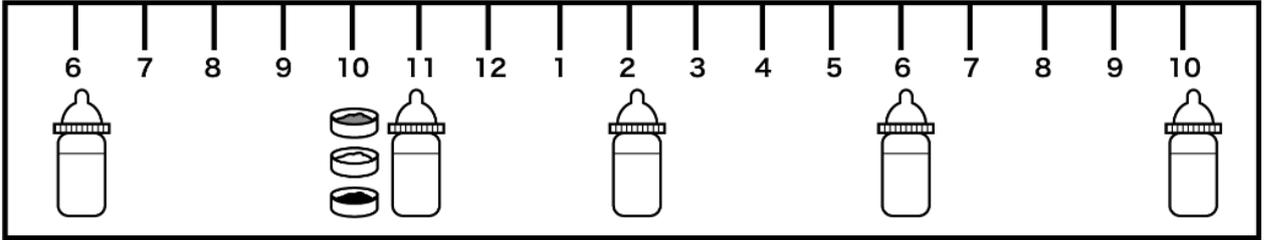
■離乳食について

- ・離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
- ・乳児の粉ミルクは園で準備いたします。明治の「ほほえみ」を使用しております。アレルギーの方は別途対応しますので、お申し出下さい。
- ・哺乳瓶と乳首は消毒した物を準備しております。ピジョンを主に使用しておりますが、それ以外(ヌークやクロスカット)をご希望の方、またS、M等のサイズについてもご相談下さい。
- ・冷凍母乳は衛生状態が安定しないため、お預かりできません。

■離乳のめやす①

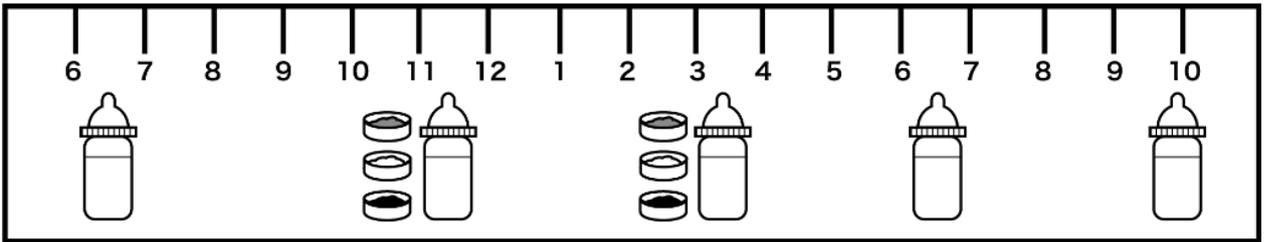
5、6ヶ月／1回食

(なめらかにすりつぶした状態)



7、8ヶ月／2回食

(舌でつぶせる固さ)

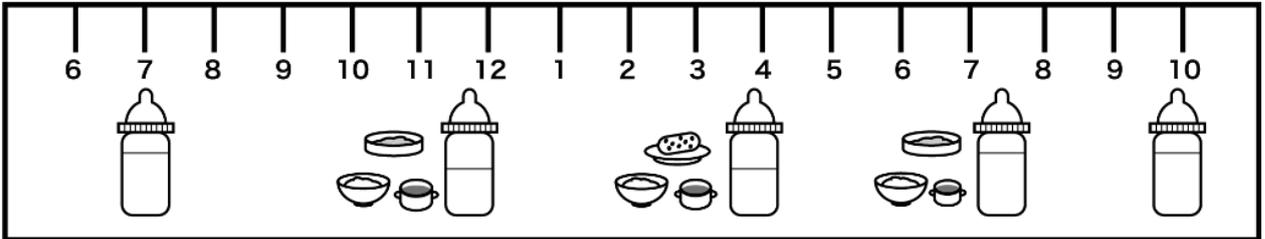


9ヶ月から11ヶ月／3回食

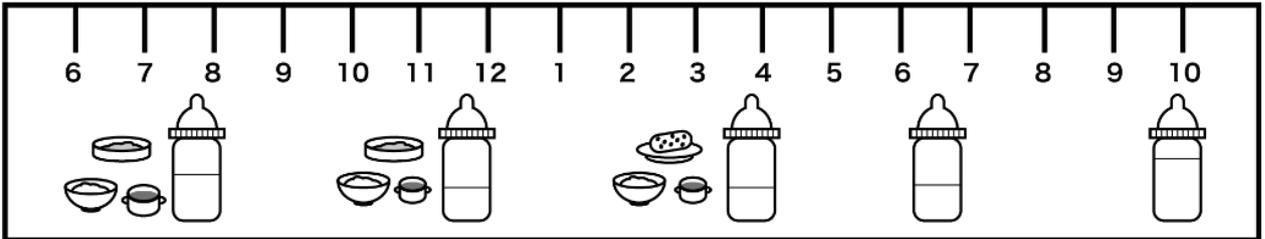
(歯ぐきでつぶせる固さ)

AまたはB

A

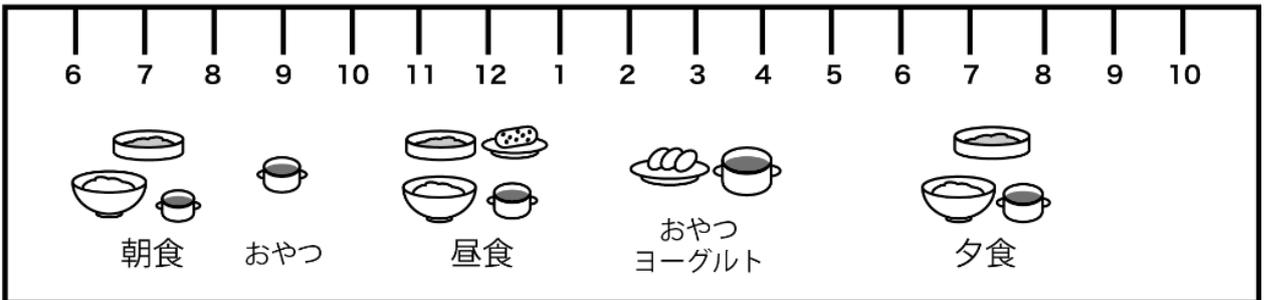


B



12ヶ月から15ヶ月

(歯ぐきで噛める固さ)



■母乳のめやす②

月齢	2	3	4	5、6ヶ月頃	7、8ヶ月頃	9ヶ月から11ヶ月頃	12ヶ月から18ヶ月頃
母乳、ミルクのみの回数	6	6~5	5	4 朝・午前か午後 夕方・就寝前	3 朝・夕方・就寝前	2 朝・就寝前	0
母乳・ミルク量 (cc)	120~140	140~160	160~180	200	200	200	0
1日の離乳食回数 (時間帯)	1 午前か午後						
食後ミルク量 (cc)	180						
離乳食 食べ方の目安	<p>○子供の様子を見ながら1日1回1さしずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える。 なめらかにすりつぶした状態</p> <p>○1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や歯ごたえを楽しむように食品の種類を増やしていく。</p> <p>舌でつぶせる固さ</p> <p>全がゆ《7倍》 50~80</p> <p>卵黄 全卵 1 1/3 30~40 50~70 10~15 10~15 20~30</p> <p>ハンカゆ 卵黄：固ゆで卵を作り、黄身のみ 重湯などを加えて食べやすくする 卵白：よく火を通す、半熟にしない バター・チーズ 赤身の魚(カツオ、アジ、エビなど)： 骨をしかりとる 鶏肉</p>						
調理形態	<p>なめらかにすりつぶした状態</p> <p>全がゆ《5倍》 90</p>						
穀類 (g)	軟飯 (3倍がゆ) 80						
卵 (卵黄、全卵)	全卵						
(個)	1/2						
または 豆腐 (g)	45						
または 乳製品 (g)	80						
または 魚 (g)	15						
または 肉 (g)	15						
野菜・果物 (g)	30~40						
一回あたりの量	<p>つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜なども 試してみる。 慣れてきたら、つぶした 豆腐・白身魚などを試し てみる。</p> <p>歯ぐきでつぶせる固さ</p> <p>軟飯 (3倍がゆ)</p> <p>全卵</p> <p>1/2~2/3</p> <p>50~55</p> <p>100</p> <p>15~20</p> <p>15~20</p> <p>40~50</p>						

上記の量は、あくまでも目安であり、子供の食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整します。

離乳食開始時の毎日の進め方 (例)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
つぶしがゆ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜 (うらごし、すりつぶし)、豆腐															

- ・ミルクは1回の量を15~20分で飲み終えるよう乳首を配慮します。
- ・離乳食後のミルクは、食事の量が増えれば減らしていきます。たくさん食べてもたくさん飲む子供さんもあるので、授乳量に配慮します。
- ・分類は各群ごとに1品ずつ使用した場合です。各群2種類以上を使用する場合は、1種類の分量は適宜減らします。

■事故発生時の対応について

教育・保育中に事故が発生した場合は、市・保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

■保険の加入について

当園では以下の保険に加入しています。

<損害保険>

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険の種類	保育園総合保険	
保険金額	傷害補償	死亡・後遺障害 120万円 / 入院日額 3,000円 通院日額 2,000円
	賠償責任補償	対人賠償 10億円 / 対物賠償 1,000万円

■日本スポーツ振興センターの給付制度の加入について

上記の保険とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育中の負傷、疾病の診療に要した医療費や見舞金の給付を保護者に対して行う公的給付制度です。

なお、災害共済給付制度の加入保険料は、保護者の実費負担になります。

■乳幼児突然死症候群（SIDS）について

SIDS（シズ：乳幼児突然死症候群）とは？

SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第5位となっています。そのほとんどが1歳未満で、乳児期の赤ちゃんに起きています。

原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子があるということが明らかになってきました。

○当園では・・・。

- ・敷布団は、硬くて通気性の良いものにし、事故防止に気を付けています。
- ・お昼寝中、保育教諭が見回り、お子さんの「呼吸」「顔色」等の様子を定期的に観察し、5分ごとにチェックしています。
(0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔、2歳児以上は30分間隔)
- ・枕は使いません。
- ・紐やタオルなど、危険なものは置きません。
- ・定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握しています。
- ・うつ伏せで寝ている時は仰向けにします。

■主に利用している病院リスト

当園が主に利用している病院は次のとおりです。

病気や怪我の際、緊急に病院へ子どもさんをお連れする場合は、次の病院を利用します。

連れて行ってほしくない病院がある方は、保育教諭へお知らせ下さい。

医療機関の名称	住所	電話番号
●小児科・内科		
栗原小児科	岡山市東区西大寺中2-24-36	086-943-3111
●外科・整形外科・整骨		
陽クリニック	岡山市東区西大寺新地16-3	086-943-8778
藤田病院	岡山市東区西大寺上3-8-63	086-943-6555
ふじわら整骨院	岡山市東区西大寺松崎157-7	086-943-8745
●耳鼻咽喉科		
おおみち耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺松崎167-8	086-944-2033
内藤耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺上2丁目2-12	086-942-2808
●皮膚科		
河内山皮膚科	岡山市東区西大寺目黒町10-3	086-942-7733
●眼科		
喜多嶋眼科	岡山市東区西大寺上3-1-24	086-942-6212
●歯科		
たなか歯科医院	岡山市東区東平島1219-1	086-297-5790

その他

夜熱が出た！！

<休日夜間救急センター>

岡山市立市民病院 岡山市北区北長瀬表町3-20-1 086-737-3000

休日に限って病気になる・・・(当番医の利用)

<休日在宅医案内>

市政だより「市民のひろば」や新聞等をご参照下さい